旅館業、公衆浴場業の自主管理の手引書

営業者氏名（法人の名称）

営業所名称

営業所所在地

作成年月日

　　手引書の内容の確認欄

|  |  |
| --- | --- |
| 施設長 |  |
| 衛生管理責任者 |  |
| 清掃責任者 |  |
| 設備責任者 |  |

1. 構造設備の概要

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 洗面用水（ 水道水 ・ 井戸水 ・ 湧水 ）　　→　直結　・　受水槽 　㎥ | | | | | | | | |
| 浴槽に使用する水の種類（ 水道水 ・ 井戸水 ・ 湧水 ・ 温泉 ）　→　温泉　　種類 | | | | | | | | |
| 貯湯槽（ 有 ・ 無 ）→　原湯 ・ 上がり用湯 | | | | | | | | |
| 有の  場合 | （１）全ての箇所において60℃以上を保持する加温装置（ 有 ・ 無 ） | | | | | | | |
| 貯湯槽に温度計の設置（ 有 ・ 無 ） | | | | | | | |
| （２）貯湯槽内の湯水の消毒設備（ 有 ・ 無 ） | | | | | | | |
| □ 完全に排水できる構造である | | | | | | | |
| □　新鮮湯は、湯面より上から落とし込む構造である | | | | | | | | |
| □　浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯を使用する | | | | | | | | |
| 分湯マスや調節箱（ 有 ・ 無 ） | | | | | | | | |
| 有の場合 | 清掃等の管理は（ 施設 ・ 温泉供給元（　　　　　　　　　　　） ） | | | | | | | |
| ろ過器（ 有 ・ 無 ） | | | | | | | | |
| 有の  場合 | □ ろ過器の１時間当たりのろ過能力は、浴槽の容量より大きい  ろ過能力　① ㎥／1時間　　② ㎥／1時間　　③　　　㎥／1時間 | | | | | | | |
| □ ろ過器は十分な逆洗浄ができる・・・ろ材（　砂　・　その他（　　　　　　　）） | | | | | | | |
| □ 集毛器はろ過器の前に設置されている | | | | | | | |
| □ 塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、集毛器の後、ろ過器の直前に設置されている | | | | | | | |
| □ 完全に排水できる構造である | | | | | | | |
| 浴槽水のろ過器や昇温装置等の循環配管（ 有 ・ 無 ） | | | | | | | | |
| 有の  場合 | □ 循環水の補給口の位置は、浴槽の底部に近い部分にある | | | | | | | |
| □ 新鮮湯は、循環配管につながっていない | | | | | | | |
| □ 完全に排水できる構造である | | | | | | | |
| オーバーフロー回収槽（ 有 ・ 無 ） | | | | | | | | |
| 有の  場合 | □ ６面点検が可能であり、容易に清掃が出来る構造である | | | | | | | |
| □ 消毒設備は浴用とは別に消毒設備がある | | | | | | | |
| □ オーバーフロー環水管を直接循環させるための配管に接続していない | | | | | | | |
| 打たせ湯（ 有 ・ 無 ）　 □ 循環湯を使用していない | | | | | | | | |
| シャワー（ 有 ・ 無 ） □ 循環湯を使用していない | | | | | | | | |
| 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の水粒を発生させる設備（ 有 ・ 無 ） | | | | | | | | |
| 有の  場合 | □ 空気取入口から土ぼこりや浴槽水が入らない構造である | | | | | | | |
| □ 連日使用している浴槽水を用いる構造でない | | | | | | | |
| □ 点検、清掃、排水が容易に行える構造である | | | | | | | |
| 露天風呂と内湯の有無（ 両方有・ 内湯のみ ・露天風呂のみ ） | | | | | | | | |
| 有の場合 | □ 露天風呂の湯が内湯に混じる構造がない | | | | | | | |
| 浴槽の名称 | | 容量 | ろ過器  の有無 | ろ過器  の番号 | 昇温循環  の有無 | 浴槽水の消毒方法 | 浴槽使用水 | 備考 |
|  | | ㎥ | 有・無 |  | 有・無  HC 有・無 | 塩素系・消毒しない  ( ) | 水道水・温泉  その他( 　) |  |
|  | | ㎥ | 有・無 |  | 有・無  HC 有・無 | 塩素系・消毒しない  ( ) | 水道水・温泉  その他( 　) |  |
|  | | ㎥ | 有・無 |  | 有・無  HC 有・無 | 塩素系・消毒しない  ( ) | 水道水・温泉  その他( 　) |  |
|  | | ㎥ | 有・無 |  | 有・無  HC 有・無 | 塩素系・消毒しない  ( ) | 水道水・温泉  その他( 　) |  |
|  | | ㎥ | 有・無 |  | 有・無  HC 有・無 | 塩素系・消毒しない  ( ) | 水道水・温泉  その他( ) |  |
|  | | ㎥ | 有・無 |  | 有・無  HC 有・無 | 塩素系・消毒しない  ( ) | 水道水・温泉  その他( ) |  |
|  | | ㎥ | 有・無 |  | 有・無  HC 有・無 | 塩素系・消毒しない  ( ) | 水道水・温泉  その他( ) |  |
|  | | ㎥ | 有・無 |  | 有・無  HC 有・無 | 塩素系・消毒しない  ( ) | 水道水・温泉  その他( ) |  |
|  | | ㎥ | 有・無 |  | 有・無  HC 有・無 | 塩素系・消毒しない  ( ) | 水道水・温泉  その他( ) |  |
|  | | ㎥ | 有・無 |  | 有・無  HC 有・無 | 塩素系・消毒しない  ( ) | 水道水・温泉  その他( ) |  |

1. 浴槽水の水質検査
   1. 実施頻度

* 1. サンプリングの場所等の注意事項

|  |  |
| --- | --- |
| サンプリングする日 |  |
| サンプリングする水 |  |
| サンプリングの時間 |  |
| サンプリング場所 |  |

* 1. 検査項目等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 検査項目 | 水質基準 | 検査方法 |
| １ | 濁度 | ５度以下であること。 | 比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法 |
| ２ | 有機物（全有機炭素の量）。ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物（全有機炭素の量）の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量 | 有機物（全有機炭素の量）の場合は１リットル中８ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は１リットル中25ミリグラム以下であること。 | 有機物（全有機炭素の量）の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法 |
| ３ | 大腸菌 | １ミリリットル中に１個以下であること。 | 下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第１号）第６条に規定する方法 |
| ４ | レジオネラ属菌 | 検出されない（100ミリリットル中に10cfu未満をいう。）こと。 | 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法 |

* 1. 検査機関

所在地：

名称：

電話番号：

1. 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質検査
   1. 実施頻度

* 1. サンプリング場所

* 1. 検査項目等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 検査項目 | 水質基準 | 検査方法 |
| １ | 色度 | ５度以下であること。 | 比色法又は透過光測定法 |
| ２ | 濁度 | ２度以下であること。 | 比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法 |
| ３ | 水素イオン濃度指数 | 5.8以上8.6以下であること。 | ガラス電極法 |
| ４ | 有機物（全有機炭素の量）。ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物（全有機炭素の量）の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量 | 有機物（全有機炭素の量）の場合は１リットル中３ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は１リットル中10ミリグラム以下であること。 | 有機物（全有機炭素の量）の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法 |
| ５ | 大腸菌 | 検出されないこと。 | 特定酵素基質培地法 |
| ６ | レジオネラ属菌 | 検出されない（100ミリリットル中に10cfu未満をいう。）こと。 | 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法 |

* 1. 検査機関

所 在 地：

名　　称：

電話番号：

1. 浴槽の日常清掃
2. ろ過器の管理
3. 循環配管（追い炊き含む）の消毒
4. 集毛器（ヘアキャッチャー）の清掃・消毒について
5. 水位計配管の消毒
6. 気泡発生装置等の清掃・消毒
7. 浴槽水の消毒設備の管理方法、消毒状況の確認方法
8. 浴槽水を塩素系薬剤で消毒しない場合の他の適切な衛生措置
9. 浴槽、循環配管、水位計配管、気泡発生装置等の定期清掃
10. 貯湯槽の清掃・消毒
11. 調節箱の清掃
12. オーバーフロー回収槽の湯水の消毒設備の管理方法

1. オーバーフロー回収槽の清掃・消毒

1. その他の必要な事項